平成25年9月定例会 環境対策特別委員会(付託) 平成25年10月15日(火) 〔委員会の概要〕

児島委員長

ただいまから、環境対策特別委員会を開会いたします。 (10時35分) 直ちに議事に入ります。

本日の議題は、当委員会に係る付議事件の調査についてであります。 付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。 理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【説明、報告事項】なし

児島委員長

それでは、これより質疑に入りたいと思います。 質疑をどうぞ。

川端委員

大変地味な質問になるんですが、私が県議会に上がった時からこの件について継続して質問しております。久しぶりの環境対策特別委員会ということで、不法投棄の対策についてお尋ねいたします。

不法投棄は、このところ余り新聞等で社会問題になったというのを取り上げていただいておりませんけども、特に私の鳴門市の各地域では、ボランティアの方が不法投棄対策として、不法投棄した物を拾って処分するといった活躍をしていただいております。そういう方がだんだんと高齢化しておりまして、河川等に不法投棄された物を回収するのに、堤防ののり面がかなり急傾斜なもので大変苦労しているという苦情、このようなことがあるんだという報告を受けたわけです。不法投棄は、非常に悪質なものは警察で摘発もし、またマスコミでも取り上げられることがありますけれども、そういうボランティアの方が日常苦労されているのは、何気なく捨てているという物が相変わらず後を絶たない現状であります。

そこで、改めて不法投棄対策についての県の取組について少しお尋ねをしたいと思っております。これは人のモラルの問題だと思いますけれども、まずそういった不法投棄の撲滅、啓発、そういうふうなことを地域でボランティアとして率先してやっていただいている県内の取組の状況についてお尋ねしたいと思います。

藤川環境整備課長

ただいま川端委員のほうから不法投棄の対策についての御質問を頂いております。現在, 不法投棄に対する取組といたしましては,環境監視員によります事業所への立入検査,ま た不法投棄が多い箇所への巡回監視,それから防災へりを活用いたしました空中監視,あ るいは休日,夜間のパトロールなどを実施しているところでございます。 委員からお尋ねがございました、県民との協働によります取組といたしましては、徳島県不法投棄等撲滅啓発リーダーに、ボランティアとして御協力いただきまして、日常生活圏の監視や啓発活動を行っております。また、企業との協働に関しましては、不法投棄通報協定を締結しました団体が14団体ございますけれども、そこと連携いたしまして、通報監視、また不法投棄防止のステッカーを貼っていただいて、抑止に取り組んでいるところでございます。さらに、委員がおっしゃいましたように、市町村、また住民ボランティア、それから産業廃棄物処理の団体等とも連携いたしまして清掃活動に取り組んでいるところでございます。

今後とも県民の皆様、また企業の皆様、関係団体等と協働いたしまして不法投棄対策に 取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

川端委員

県下全域で、個人それから企業、いろんなボランティアがあるという報告がありましたが、それでは、今県内では、不法投棄の現状が過去に比べてどのようになってきているのか、不法投棄の現状について少し説明いただきたいと思います。

藤川環境整備課長

不法投棄の現状でございますけれども、調査をしておりますけれども、調査における不 法投棄の規模とか、いわゆる投棄量とか投棄面積がどの程度かによって変わってくるわけ でございます。徳島県といたしまして毎年行っております県の不法投棄実態調査は、投棄 量が3トン以上、又は投棄面積が5平方メートル以上という比較的まとまった規模の不法 投棄の調査でございます。これによりますと一般廃棄物、産業廃棄物合わせました件数と いたしまして、平成19年度は14件ございましたけれども、最近は減っておりまして平成22 年度は6件、23年度は4件、24年度は5件と、ここ3年ほどは横ばい傾向で推移をしてお ります。以上でございます。

川端委員

随分あれですね。平成19年が14件、そして最近の値としては5件くらいしかないということですか。こういうふうな集計をする基準っていうのは、3トン以上若しくは5平方メートル。3トン以上5平方メートルっていうと、かなり大きな物ということになりますかね。こういう集計は大事でしょうけど、「不法投棄の県下の状況はこうです」と言ったときに、我々が常日頃「これはひどいじゃないか」というふうな、地域の人から見たら大変困った異臭を放ったり、景観に非常に悪いというような状況は、3トンにならないような物もたくさんあるんではないかと思いますけどね。

このように、平成19年が14件だったのが、現在すごく下がって5件なんだという報告を受けると、廃棄物行政は効果を上げているじゃないかと、現状はいい方向だとこんなふうに評価してよろしいでしょうか。

藤川環境整備課長

川端委員おっしゃいましたように、この実態調査の数字は確かに減っておりますけれど

も,この実態調査に表れていない規模の小さな不法投棄は,委員のおっしゃるとおり,依 然として後を絶たない状況であるというふうに認識をしております。以上でございます。

川端委員

そこで、これはやっぱり県民のモラルの問題、意識の問題なんで、もっと小さな規模の 不法投棄をしっかり防いでいこうと思うと、モラルをもう少し改善させる、県民の意識を 改善させる必要があると思いますが、これに対する取組というのは何かしているんですか。

藤川環境整備課長

委員おっしゃいましたように不法投棄についての一番大きな原因というのは、個々人の モラルの問題であると認識をしております。そこで、不法投棄は悪質な犯罪であるという ことを、これまでもいろんな媒体を使って、市町村とも連携し、また団体とも連携して啓 発をしてきたところでございますけれども、今後とも更に市町村、また関係団体と連携い たしまして啓発に努めたいと考えております。以上でございます。

川端委員

警察がやはりしっかりと、先ほどの基準以下の物でも取り締まってくれると随分意識が高まるかと思います。何でも犯罪等を防いでいこうと思ったら信賞必罰と言いますか、悪いものを罰すると。そしてまた、そういうふうなことに対して善くしようと努力してくれた方には褒めるというようなことも大事かと思いますけど、この信賞必罰というような考え方でいくと、県は今どのようなことを考えておりますか。

藤川環境整備課長

これまで様々な不法投棄対策をやってきたところでございますけれども、不法投棄事案 に関しまして、警察と連携した取組も進めておるところでございます。

まず環境整備課内に、徳島県警から派遣されました警察職員を常駐させる態勢を取っております。それから警察の捜査と連携する形で調査を行うなど、警察と常に情報共有しながら共同で不法投棄の撲滅を図っておるところでございます。現実に、不法投棄の現場を確認いたしましても、その投棄物から投棄者を特定する物的な証拠を発見するのは難しい場合が多いわけでございますけれども、過去には解体物に伝票の類が交ざっておりまして、警察と連携した対応により、その行為者を逮捕し、罰金をかけて撤去に至った例もございます。

今後とも不法投棄の根絶に向けて,不正事案に対しては,市町村や警察と連携して厳正に対応し,不法投棄は重大な犯罪であるということを引き続き,しっかりと普及啓発してまいりたいと考えております。以上でございます。

川端委員

今日は、教育関係も出席していただいておりますが、やはり小さい時からの教育というのは非常に重要になってくると思うんですよね。最近、ペットボトルを飲んだ後の処理で、私の家庭でもやっておりますけど、巻いたビニールを外してキャップの部分とプラボトル

の部分を分別する。各家庭で割合取り組まれておりますね。学校なんかでも企業でもそういうふうなことに力を入れている所とかありますが、教育というのは地道なんだけれども、 そのうち大きな力になるのではないかと思います。

そこで、学校教育の場において、環境教育、特に不法投棄についてどのような取組をされているか、今資料ありますか。

前田学校政策課長

学校における不法投棄に関する環境教育の御質問でございますけれども、まず学校教育 法における義務教育の目標の一つとして、環境の保全に寄与する態度を養おうということ が明記されてございます。これに基づきまして、指導要領や教科書も作成されておるわけ でございます。

例えば、県内の中学校ですと、ゴミゼロ宣言をした街づくりの環境教育として、上勝中学校のほうでそういう環境教育を実践してございます。また、今御指摘ございましたような空き缶、ペットボトルの回収につきましても、リサイクルという観点から、高等学校においても特別活動で環境教育の実習事例がございます。またその前提として、学校教育におきましては、環境教育において規範意識を高めるという観点からやってございまして、小学校におきましては、学校単位ではなくて地域の方々と一緒に地域の清掃、あるいは河川のごみ拾いといった奉仕活動を取り入れまして、地域の環境美化について体験活動を実施してございます。

教育委員会といたしましても、体験活動を通して環境を守るというモラルの向上に引き 続き努めたいと考えてございます。今後とも委員御指摘のごみ不法投棄防止など地域の環 境保全のために、自ら考え行動できる児童生徒の育成に努めてまいりたいと考えておりま す。

川端委員

不法投棄という切り口で学校教育の中でやられているかどうか、今の答弁ではもう一つはっきりしなかったんだけど、リユース、リデュース、リサイクルという3R運動といったことは、割合学校現場では言うんですが、不法投棄といった観点をもう少し教育の現場で扱ってもらいたいな。親がぷいっと不用意に捨てているのを、子供が「それはいけない」という状況になるとかなり変わってくるのかなあと思います。

モラルの問題はなかなか難しいですけれども、徳島県の道路の信号脇の中央分離帯の植込みに灰皿をコンコンと、そして缶をという事例も後を絶たないですよね。そういう所をきれいにしても次々に捨てる。県民のそういったモラルの状況を改善するには小さい時からだし、子供の目で、大人に対してそんなのでいいのかと、こういうふうになってくると随分効果が出てくるんでないかと思います。なかなか難しいでしょうけれど、教育現場でも不法投棄という切り口で、それを良くないことだといった環境教育を是非取り組んでいただきたいと要望しておきますので、検討お願いしたいと思います。

大体分かりましたけれども、なかなかこの話、いつやり取りしても表面上は非常にすんなりと話が収まるんですけども、不法投棄の現場では相変わらず後を絶たない。大きな犯罪につながるのはもちろん警察が入ってどんといくんですけども、何気なしに道路を走っ

ているときにぽいっと捨てるような小さなことを是非改善できるように、それこそ信賞必罰で、罰の部分はそういったものでもやはり警察がある程度時々摘発すると。そしてここからが大事なんですけど、それを新聞紙面に載せてもらうと。そうすると「ああいかん、これは」ということで抑止力につながるんではないかと思いますね。

ただ警察がそういうものを扱わないとなると、マスコミのほうも、もう一つ記事にするような切り口になってこないと思うんですね。環境整備サイドの中に今、警察官の方も出向して交流して人事しておりますけど、県庁と県警本部というのも大事でしょうけれども、各警察署単位で、やはり小さなことでも「違法なものは行くよ」といったようなことになるように、また県警本部の方ともぜひ相談して、さらに摘発が進むように、またそういうことが新聞紙上で取り上げられてそれが抑止力になっていくと。それと合わせて小さい時からの教育、また子供の目から見た大人に対するブレーキとなっていけば少しでも改善するのかなというふうに思います。

今日は、特に県内に悲惨な状況があるという状況でもないということですが、大変地道な取組ですけれども、不法投棄が一層減っていくということでよろしくお願いいたしたいと思います。

それともう1点は、この度我々県議会で森林を守る条例というのを検討しております。この森林を守る条例の背景には、地球温暖化というのがあると思うんです。以前、随分になりますが6年か7年前、まだ温暖化が言われ始めだった頃に、木南委員が、国内の二酸化炭素排出量の取引というのを本会議で質問をして「ああすばらしい切り口だなあ」と思いました。その時には、もう京都議定書の時に世界規模の国と国との取引量っていうのはありましたね。しかし国内で、我々のように森林をたくさん抱えて余り工業のない地域と、非常な工業県で余り自然はないといった県で、非常に不平等な状況が起こっているではないかという背景を捉えての質問で、あれはいいなと思ったんだけど、その後余りそのことが評価されていないように思うんですが、この件について、もし国の動きが分かれば教えてもらいたいと思います。

市原環境首都課長

排出権取引についての御質問でございます。

委員おっしゃるように、京都議定書以降、国内からのCO2の発生ということで、日本全体として取り組んでいかなければいけないということで、様々な取組をしているところでございます。事業者、それから個人の方々の活動に伴います排出量、これを削減する一つの方法として排出権取引というのがございまして、国では一つのルールを決めまして、J-VERという形で排出権取引を運用しているところでございます。

私どものほうの検討といたしましては、現在関西広域連合のほうで、国の排出権取引の 地域版、そういったことができるかどうかについて現在実証実験等も含めて検討を行って いる状況でございます。またいろいろかなりの課題と言いますか、そういったところもご ざいます。法律的にまだ義務付けが行われていない状況でもございますので、そういった 中で、どこまで事業者に環境意識を高めていただいて、自分が排出した分を取引という形 でオフセットするか、そういったところをどうしていくかというところも含めまして、関 西の各構成県と一緒に、今研究を重ねていっている状況でございます。以上でございます。

川端委員

関西広域連合でもしできれば、国への提言として、それぞれの県が国に提言するのと違って、大きなインパクトがあるので大変期待ができると思います。徳島単独で解決できないような課題を関西広域連合の課題として取り上げて、そして国へ発信していくというのが関西広域連合の一つの大きな使命、目的でもあるので、是非これは力を入れてやっていただきたい。これは主管県はどこになってますか。

市原環境首都課長

滋賀県が事務局としてやっていただいておる状況でございます。

川端委員

その他にも、すぐに排出権の取引という観点ではなくて、地方交付税の中で、森林を多く抱えている所はそれなりの評価があると思うんですね。あの中に、CO2の吸収源としての森林を、地方交付税の中で評価しているというのはあるんですか。

市原環境首都課長

すみません。私の記憶の中では、直接森林吸収源としての交付税への計算というのはなかったように思います。基本的な管理という面での部分はあったと思うんですけど、森林 吸収している面積という意味での積算というのは、たしかなかったと記憶しております。

川端委員

是非、また知事にも相談して、二酸化炭素吸収、いわゆる温室効果ガス吸収能力のある 山林もそうですけど、海の藻場もかなり吸収能力を持ってますからね。我が県の特徴であ るそういうふうな二酸化炭素吸収についてもっとよく分析をして、徳島県は温室効果に対 してこれだけ効果を果たしているということを国のほうへ提言していくというのも一つの 方法ではないかと思うんですね。

徳島県というのは一次産業というのが基幹産業ですから、やっぱりものにしようと思ったら、そのあたり一つの着眼点ではないかと思うんですね。ですから是非、この地球温暖化というのは、今年の異常気象を見ても分かるように海水温の非常に高い地域が出たり、実際に海水の水面が高くなっている背景がありますから、この地球温暖化に対する、我々一次産業を基幹産業とするような県の利点を大いに国に評価してもらって、少しでも財政につなげていっていただきたいと思いますが、福井部長さん何か御所見頂けますか。

福井県民環境部長

ただいま川端委員さんのほうから地球温暖化に係る御質問、また国への提言ということ で御意見なり御提言をいただきました。

先般,地球規模での温暖化防止対策につきましては,9月27日にIPCCいわゆる国連の気候変動に関する政府間パネル,こちらの報告が承認されました。このまま地球温暖化対策に何ら手を付けず放置しますと,いわゆる地球の表面温度が4.8度,また海水面が82

センチメートル上昇するというふうな状況が言われております。こういったことから、それぞれの事業所についてはCO2の排出抑制、それから発展途上国におけるCO2対策について、どう先進国が関与していくかというふうなことが大きな課題になっているというふうに思っております。

経済国の我が国におきましても、そういった技術援助というのが非常に求められておりますので、本県からも、いろんな国の施策についてこういった方向でやればいいのではないかという提言を、どんどん進めてまいりたいと考えておりますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。

川端委員

国への提言ということで、今日は十分まだそこまでいってないようですが、様々な角度から、我が県の特性を何か一つの財源にできるような。実際に貢献しているんですから、こういった面を評価してもらえるように、国への取組も合わせてお願いをします。質問を終わります。

長尾委員

何点かお聞きしたいんですが、まず1点は、マスコミ報道で、最近徳島市内に猿が出没していると。テレビで見ると大変な捕り物の映像が流れてくるわけでございます。いのししなんかが徳島市内に出てくることは過去にもあったわけでございますけれども、猿が出てくると。これは一体どこから来ているのか、眉山のほうから来ているのか、鳴門のほうから来ているのか分かりません。幸い事故的なものはないようでありますからそれはいいとしましても、まず、最近徳島市内で猿が出没したのがあったのか。それがどういう理由で来ているのか。そして、その対策をどうしようとしているのかお聞きしたいと思います。

村上自然環境室長

徳島市内におきまして、市街地を徘徊している猿についてのこれまでの対応状況についての御質問を頂きました。

今年8月16日,四国三郎橋の欄干におきまして目撃されてから,10月10日までの間に,14回の通報がございました。これまで徳島市,各警察署,県の関係機関のいずれかに目撃情報が寄せられますと,3者が連携いたしまして現場に出向き,探索と情報収集に努めるとともに,情報共有を図りながら対応しているところでございます。また10月4日は,県の関係課,警察本部,徳島市の3者が同席のもと,庁内の連絡会におきまして,情報共有化と注意喚起を行っているところでございます。現在緊急事態に備えまして,神山にあります県動物愛護管理センターと連携しまして,麻酔銃を活用した捕獲態勢を取っているところでございますが,さらに,市内で発生した場合に,速やかに対応するための措置としまして,新たな麻酔銃の庁内の設置に向けて準備を進めているところでございます。

現状では、人に危害を及ぼすことがないよう、不必要な刺激を与えないなど猿の動きを 静観しているところでございますが、学校等の付近で目撃されるような場合は、必要に応 じ、徳島市が市の教育委員会を通じて適切な注意喚起を行っているところでございます。 引き続き住民からの情報提供を基に、徳島市や県警察署と連携しまして、迅速に対応して まいりたいと考えております。また委員からお尋ねのありました、どこから来たのかということにつきましては今のところよく分かっておりません。

長尾委員

私の学校の先輩で、鳴門の北泊に住んでいる方がいまして、その集落の一番上に家があります。だから、山からすぐ猿が降りて来る。もちろん三好とか海部とかの山間部は大変な被害を受けたり、高齢者の御婦人が恐怖感を覚えるようなそういう状況もあるようでありますが、なかなかそういう中で、徳島市内までという思いがあるわけでありますが、昨日行った所では、日本猿の目撃調査記録表というのを、そこの奥さんが連絡員みたいになって、調べています。目撃した日とか時刻とか、天候とか目撃した場所とか目撃コース、大人何頭、子供何頭、雄雌の別が分かれば記載してくれとか。これ分かるんだろうかと思うんだけども、何をしていたかとか、餌を食べていたとか、電線でサーカスみたいなこともやっているようであります。

そこで徳島県内には今,猿は何頭いるのか。それから猿というのは群れがあると思うんだけど,群れが何グループあるのか分かっていたら教えてもらいたい。

吉田農村・鳥獣対策担当室長

ただいま長尾委員から、県内に猿が何頭いて、猿の群れが何群あるかというお尋ねを頂いたところでございます。何頭生息しているかということにつきましては、現在状況はつかめておりません。また、猿の群れにつきましては、三好市をはじめ、昨年度6市町村で、猿の群れの中心となる雌猿に発信機を着けまして、それを電波で追跡するというテレメトリー調査というものを実施しておりまして、この調査でつかめております群れは、三好市をはじめ昨年調査をしました6市町村におきまして、21群となってございます。以上でございます。

長尾委員

昨日も鳴門でお聞きしたら、雌猿にチップを入れて追跡調査をするという話も聞きました。今6市町村と言ったけど、何グループでしたか。

吉田農村・鳥獣対策担当室長

21グループです。

長尾委員

21グループ。たちまち昨日の鳴門で言うと、山は鳴門から三好までつながっているわけだけれども、6市町村というのは鳴門も入っているんですか。

吉田農村 · 鳥獣対策担当室長

昨年度は、実は鳴門市は行っていないとお聞きしております。鳴門市が行っております のは、私どもは23年度と把握しております。

長尾委員

いずれにしても、猿にしても鹿にしても人里に出てくるというのは、結局山の中に食べ る物がないから降りて来るんではないかと推察されるわけだけれども、先日知事も剣山に 行って鹿の食害を見て来たと。木が鹿にやられてしまう。それをやられないように防護柵 をした所は、ちゃんと木も生え草も生え、そうでない所は、本当に鹿にやられているとい う中で、鹿も猿もいわゆる実態調査を。鳴門で言うと今は分からない、23年には調査をや ったということでありますが、6市町村での調査ということで21グループというのは分か るけど、全県下で何頭というのは分からない。鹿とか猿の、猿も今分からないということ だったけど,そういう実態が分からずして対策を立てようがないのではないかというふう に思うわけでありまして、今後猿についても、鹿についても、基本的な実態調査をした上 で、適正な数というのがどれくらいになるのか、そのためにはどういう対応をすればいい のかということが必要でないかと思いますね。以前、委員会で屋久島に行った時は、それ が本当に適切な数かどうかは分かりませんが、人間が3,000人で、猿が3,000頭で、鹿が 3,000頭というふうに説明を受けたんだけど。いずれにしても短期的な対策と、やっぱり 山の中にどんぐりやそういう猿や鹿が食べられるような物がなければそういったものも手 を打たなくてはいけないだろうし、総合的な対策をするためにも、まずは実態調査という ものがないと対応のしようがないんじゃないかと思います。それは当然、鳴門から全ての 徳島県域で実際にやるべきではないかと思うんですが、それをやる計画っていうのはない んでしょうか。

村上自然環境室長

日本猿の今後の対策についての御質問でございますが、現在、日本猿の被害対策につきましては、24年の3月に策定いたしました第11次鳥獣保護事業計画の中で、鳥獣被害防止対策基本方針の中に定められておりますが、これは市町村、農林水産従事者、猟友会の協力を得まして、生育状況の把握に努めながら地域の鳥獣被害対策協議会等と連携を強化して、地域ぐるみでの追い払い等の防止対策と、捕獲により有効な管理が図られるよう努めていくこととしております。

25年度の取組といたしましては、24年6月に農林水産部のほうに設置されております鳥獣被害防止センターの一員としまして、市町村や関係団体と被害の軽減を図りながら猿の群れの実態を把握した調査等のデータを活用して、有効な捕獲に生かしているところでございます。

委員お尋ねの計画につきましては、こういった調査状況も加味しながら、今後検討して まいりたいと考えております。以上でございます。

長尾委員

検討していくということは大事なことで、とにかく実態が分からないで対策のしようがない。さっき言った群れだって、雌を捕まえてチップを埋め込んで追跡調査をすることで分かる所もあるわけですから、ぜひ実態調査をきちんと猿についても鹿についてもやるべきだと思うんですが、改めて部長の決意を聞きたいと思います。

福井県民環境部長

まず実態調査をした上でないと対策がとれないであろうという御指摘をいただきました。 まさにそのとおりでございまして、鹿については管理計画を策定しておりますが、猿についても、先ほどそれぞれの部局から答弁をさせていただきましたが、まだ母数としてどれくらいなのかというふうなことが把握できておりません。

猿につきましても, 先般報道でありました宮崎県日向市で18名の県民, 市民の皆様が咬傷に遭い, 20針を縫うという重傷事例も発生いたしております。また, 一般質問が中止になったというようなことの報道もございました。本県におきましては, そういった県民の皆さんの方への被害を未然に防止するという観点から, 早急に関係部局を横断的に, また市町村の皆様方の御協力を得ながら, 個数の確定をしてまいりたいというふうに考えております。

また短期的には、人里のほうに多く出没する猿につきましては、猟友会の皆さん方の御協力を得ながら、射殺もやむを得ないというふうに思っております。中期的にはモンキードッグで追い払いをしていきながら、私も動物行動学というものも勉強させていただきながら、数全体をコントロールしていく、いわゆるホルモン剤を使ったコントロールができないかと、現在担当レベルでの協議をしている状況でございます。

こういったことで、速やかに猿との知恵比べと言いますか、猿は学習をいたしますので、 先手を打って対応をしてまいりたいと考えておりますのでどうぞよろしくお願い申し上げ ます。

長尾委員

まずは知恵比べで勝ってもらいたいと思いますが、昨日北灘でお聞きしたら、わななんかを仕掛けて、子猿なんかが捕まるらしいけど。子猿を捕まえたらどうするかというと、お隣の香川県大川の動物園に売るとか、若しくは猿を調教する、芝居をするというかそんな所にも、頭がいいと有名だそうでございますが、昨日そんな話があったんで紹介をしておきたいと思います。

次に今回、行政評価委員会からABCDランクが付けられている事業の報告がございました。その中の水環境の中で、今年のこの環境対策特別委員会からというより、今年度から県として力を入れて、汚水処理の一元化ということで、県土整備部が従来の農林、また環境、浄化槽を一元化して新しい水・環境課というものが生まれて頑張っているという姿勢は評価できるし、取組も分かっているわけであります。

その中で、知事が3期目の選挙に当たって公約として掲げた、市町村型がなかなか進まないその前段で、点検、清掃、検査、従来民間の三つをそれぞれある意味一括して、町が関わり県が関わり、そういう中で、3部門からそれぞれお金を払うというのではなくて、一括して払うという一括契約方式というものを那賀町で実現できたと。その取組を知事の任期中に10か所にしたいと。こういう公約があります。しかしそれが、この前の行政の評価委員会ではCランクになって、厳しいということが指摘されている中で、果たして我々の任期もそうでありますが、もう2年が過ぎ半分過ぎた中で、10か所というのが実現できるのかどうか、その見通しをお聞きしたい。

川端水·環境課長

ただいま長尾委員のほうから、県政運営評価戦略会議で、浄化槽維持管理一括契約についてはC評価となったという話がございました。これまで徳島県の行動計画におきましては、浄化槽維持管理一括契約の事業につきましては、平成24年度目標5市町に対して、実績は2市町にとどまっており、県政運営評価戦略会議におきましてC評価となったところでございます。その理由として本制度は、市町村の協力はもとより業界関係者の協力が何よりも不可欠でありますが、現実的には業者間競争や料金体系の相違など、さらには制度に対する考え方の違いなど、協議に長時間を要し結果的に合意には至らず、一括契約のスタートには現在困難を極めているのが現状となってございます。

しかしながら、モデル事業で実施した那賀町におきましては、一括契約制度のスタート前後と比較して、法定検査の受検率が18.9ポイントと大幅に上昇したと。これは相当顕著な成果であったというふうに我々も認識しておりまして、今後におきましても引き続き、市町村に対しまして、機会あるごとに本制度の導入について積極的に働きかけてまいりたいと考えておるところでございます。

その後平成24年度からは、一括契約制度に関する取組として、10人槽以下の新規浄化槽を設置する場合において、設置届に原則として県の指定する標準契約書の添付を義務付けることとし、そうしたことによる一括契約を導入して、浄化槽の適正な管理を推進しているところでございます。さらには来年度の新たな取組として、10人槽以下の単独浄化槽を対象に、法定検査の業務を一部保守点検業者に委託する採水員制度を導入し、住民に身近で信頼されている保守点検業者から検査の必要性や様々な汚水処理に関することを説明していただきまして、新たな新規受検者の掘り起こしを進め、法定検査の受検率を増やしていきたいと考えております。

今後におきましても、協議会による一括契約を、今後とも市町村や関係団体に強く働きかけるとともに、新規浄化槽に原則義務付けた標準契約書による一括契約、既存の単独浄化槽における採水員制度の一括契約、この三つの一括契約を有効に組み合わせながら、今後環境技術センターや市町村関係団体と緊密に連携しながら、浄化槽の適正管理や法定検査の受検率の向上に向けて、全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。以上でございます。

長尾委員

今の説明で、取り組んでいる努力は評価するところですが、要は端的にお聞きしたいのは、知事の言う10か所、これはできないのかできるのか。後2年もう切れて、1年と半年だけど。要は10か所できないならできないという答弁と、後残された期間の中でいろいろ手続上の問題がある。それを踏まえた上で、後幾つなら努力したらできるという見通しを持っているのかお聞きをしたい。

川端水・環境課長

平成26年までに10市町村という行動計画を設けておりますが、今現状で推移すると、やはり10市町村を全てやっていくということにつきましては、現状では非常に困難ではないかと考えております。それに代わる適正な維持管理、法定検査の受検率の向上のために、

第2弾として、その新規浄化槽設置者に対しては標準契約書を義務付けると。

また先ほども申しましたように、採水員制度における新規掘り起こしなどを含めて、総合的に受検率の向上に努めていきたいと我々は考えておるところでございますけれども、現在の行動計画における平成26年度10市町村については、非常に厳しい状況になるのかなと考えております。

長尾委員

知事の言う10の目標は無理だと。しかし後何ぼならできるという答弁がないんだけど、そこは難しいようなんで、あえてこれ以上はお聞きしないけど。その上で、本来なら市町村型が望ましいわけで、過去に三好郡時代の井川町と山城町が、山城ではPFI方式を用いてやっている。この前のセミナーでも愛南町のPFIを使った手法で、市町村型というものを、いわゆる浄化槽も公共浄化槽という表現で取り組んでいるというのはすばらしい取り組みだと思うけれども、この市町村型についての今後の実現の見通しについても併せてお聞きしたいと思います。

川端水・環境課長

長尾委員さんのほうから、今後の市町村設置型浄化槽整備の見通しについての御質問でございますけれども、これまでも各市町村に対しましては、担当者会議や市町村を訪問して、市町村設置型浄化槽整備の制度概要やメリットなどを周知し、特にPFI手法による浄化槽整備について、人的負担が軽減し、面的整備を実現するための有効な手段であると考えており、市町村に対してこれまで他県の先進事例や事業スキームを情報提供するなど、PFI手法による浄化槽整備事業の実施を強く働きかけたところでございます。

今年度におきましては、4月から5月にかけまして、全ての市町村を訪問し、直接首長さんとお会いしまして、当該市町村における最適な汚水処理整備についての具体的な提案を行い、汚水処理の計画のない市町村については、市町村設置型浄化槽整備の実施を要請したところでございまして、その結果前向きに検討したいとの回答をいただいた幾つかの市町村がございました。さらには、先般、市町村設置型浄化槽整備を後押しするために、去る9月13日に浄化槽フォーラムを開催し、環境省や先進地である愛媛県愛南町から講師をお招きして、市町村設置型浄化槽整備の概要や、PFI手法による導入事例を紹介するなど、制度の理解を深めていただいたところでございます。

今後、市町村に対しましては、制度の周知や他県の事例紹介など情報提供を行うとともに、本県独自のPFI導入マニュアルの作成や、簡易な導入判定ソフトの提供などを通じてより一層の支援を行い、市町村が連携しながら、早期に市町村設置型の浄化槽整備が新たな市町村で導入されるように、県としてもしっかりと対応していきたいと考えておるところでございます。

長尾委員

これも具体的な数字がなかったんで、今説明のあったフォーラムに、田尾副部長が出席 しておったんで、この新しい水・環境課ができて一元化した中での残された期間の中で、 今課長の答弁があったけれども、市町村に対する取組も説明が必要だし、そのあたり水・ 環境課ができて一元化はできたけど、結局従来のスピードと同じだったというのではしようがないわけで、それで部長の代わりに副部長としての、部長の代理としての決意を聞かせていただきたい。

田尾県土整備部副部長

県内の生活雑排水,これをきれいにして川に戻すというのは,我々の命題の一つと強く認識をしております。そうした中で,徳島県におきまして委員からお話がありましたように,今年度これまで県土整備部,県民環境部,それから農林水産部それぞれで所管しておりました公共下水道,農業集落排水,それから合併浄化槽を一元化して,それぞれの県内の地域に合ったベストミックスと言いましょうか,そうした汚水処理の最適なものを選択していただいて,そこを機動的に県土整備部で旗振りをやっていくということで,県土整備部に水・環境課を設置したというところでございます。

いろいろ委員からも御質問いただきましたけれども、汚水処理の処理率を向上させるということが、なかなか一朝一夕にいかないという現状も片方にあります。課長からも答弁申し上げましたように、まずは県民の皆さんに広く知っていただく、そこにいろんな仕掛けをこしらえるということが大事だと思っております。そうした中で、やはり個人で合併浄化槽を作るとなれば、それは当然のことながら初めに初期投資として、個人の方が相当程度の負担をしなければならないということであってなかなか進まない。市町村設置型になれば、市町村が、個人の方に代わって面的に整備ができるということになって、そこである程度進むと。

しかしながら今度は、市町村において初期投資が相当程度要るということで、このPFI方式というのが採用された。PFIによりまして、実は委員も十分御承知のように、旧の山城町におきましてPFI方式が導入されたところ、一気に汚水処理率が向上したという実績があります。我々といたしましても、PFI方式であれば市町村に初期投資での財政負担が割合に軽く済む。汚水処理に対する、民間事業者の知見を活用することができる。そうした点がありますことから、是非ともこれを積極的に市町村に対して勧めていきたい。公共下水、農業集落排水併せてベストミックスを選んでいただく中で、今合併浄化槽のPFI方式というものを全面に打ち出して勧めていきたいと考えております。

また併せて、やはり何と言いましても県民の方が生活排水をきれいにするんだという意識を持っていただかなければならないというところもございますので、9月13日の合併浄化槽のフォーラムも、県民の方も対象に開いたところでございますので、そういった啓発も含めて今後もやってまいりたいと考えてございます。

それで、先ほど委員からもお話ございました、平成26年度までに10町村という話がございましたが、課長が申しましたようになかなか大変厳しい見通しではございますけれども、10団体に近づけるように全力を挙げてまいりたいとこのように思っております。よろしくお願いいたします。

長尾委員

それだけ理屈説明は分かっているわけだから、要は、後はどれだけ進めるかだけ。新しい態勢ができて、私はこの12月議会、2月議会も含めて注目したいと思いますし、1年前

の2月議会の時点で見通しがなかったら、とても10なんてことは言えないわけで、時間がかかるわけだから。そういう意味では、今後の動きを注目しておきたいと思いますので、 取組を期待しております。

次に、この夏は大変な猛暑でございました。先ほども話ありましたように、地球温暖化、これは地球の温度が何年後でしたか忘れたけど何度か上がるとか。今後下がる見通しのない、とにかく地球の温度が上がる。いろんなCO2の問題とかいろいろグローバルな問題もある。そういう中で今年の夏は大変暑かった。熱中症で全国的にも病人も出た。今後これは下がることはないんじゃないのかなと。四万十市なんかは最高の温度に上がったとか。そういう中で今、ほとんどの家庭、職場ではクーラーが設置されている。県庁の中でも28度という少し高い設定だとは思いますけれども、28度で頑張っている。今冷房、クーラーがないのは学校の教室だけという言葉もある。そういう中で、県内の小中高の教室に冷房が設置されている率。高校であれば全国の平均が何パーセント、徳島は何パーセント、中学校は全国が何パーセント、徳島の中学校は何パーセント、小学校は全国が何パーセント、徳島の小学校は何パーセント。これを言ってもらいたい。

前田学校政策課長

学校における冷房の整備の状況でございますけれども、全国との比較ということでございますので、全国と比較できるデータに基づいてお話申し上げますけども、国のほうで調査して公表しておりますのは少し古い数字でございますが、平成22年10月現在の数字でございます。

小中学校におきましては、徳島県が9.5パーセントでございまして全国平均は16パーセントでございます。ただ平成24年5月に、私ども県で独自に調査したところ、小学校では普通教室が10.9パーセント、中学校では21.4パーセントでございますので、小中学校の平均が13.95パーセントでございます。また高等学校につきましては、普通教室に、県立高校32校ございますけれども、そのうちの29校でございますので、8割強の高等学校において整備が完了しているという状況でございます。ちなみに高等学校の全国平均、これも平成22年10月の資料でございますけれども、全国では48.8パーセントでございます。以上でございます。

長尾委員

22年10月の全国データと、徳島県の小中が24年度という話ですが、全国平均が小中で16に対して、当時本県では9.5ということでありますから大変低かったわけであります。24年小中合わせて13.25、これが全国の平均が幾らなのかということが分からないわけですね。高校は22年の10月、今全国が幾らか分からないわけですね。今、うちは8割と言ったけど分からないんですね。

前田学校政策課長

高等学校も22年の10月の時には、全国平均が48.8パーセントでございまして、その時の 徳島県は81.3パーセントでございます。なお、先ほど小中学校13.25パーセントと委員お っしゃいましたけれども、13.95パーセントでございます。

長尾委員

高校は全国平均よりは高いということで、高校生には学習環境が整っているとある意味 言えると思うんですが、小中については逆に高校と比べると大変低い。この理由は何です か。

前田学校政策課長

高等学校につきましては、同窓会でございますとか保護者の皆様方の協力を得て、おおむねそういうことで高校のほうは整備しておるわけです。小中学校につきましては、国の補助制度の補助率が3分の1という状況でございまして、残りの3分の2につきましては負担する。それから設置以後の電気料金、維持管理費についても必要となってございますので、普通教室の義務の学校につきましては、申し上げたような数字になっている状況でございます。

長尾委員

高校の場合は、民間活力の導入ということで、県教委は民間つまり保護者に負担をしてもらってやると。当然保護者からすれば、自分の子供たちが進学し、勉強するのに快適だからそれくらい金を出そうと。そこは税金で出している自治体と、徳島県の場合に保護者から民間活力の導入っていうので出してもらう。それなりに徳島県の高校生はいいとしても、小中に対しては、この民間活力の導入ということをやって、付けている県内の小中の教室はあるんでしょうか。その実態はどうなんですか。

前田学校政策課長

小中学校におきまして、県内で民間活力で導入している自治体はございませんけども、例えば委員おっしゃった民間活力の観点から申し上げますと、京都市ではPFI事業として、全国で初めて市内の156校、全2,500教室に、民間委託しましてPFIで一括して整備している事例もございます。したがいまして、国の予算事業で3分の1が国で、残り3分の2の負担でございますけれども、市町村に対しましては、こういったPFI事業の活用でございますとか、後埼玉県の上尾市ではリースで一旦初期投資を抑えて購入されている事例もございますので、こういったことについても周知を図りたいと思っております。以上でございます。

長尾委員

おっしゃるとおりで、日本も北から南まで長い国で、当然夏でも北海道のように涼しい所は冷房は要らない。しかし九州や四国なんていう所は暑いわけだから、当然地域によって差がある。京都なんかは盆地で夏は暑い。だから100パーセントそれをやっているというのはよく分かりますよ。徳島県も小中で言えば、平野部の小中と山間部の小中と地域のロケーションによって、涼しい所もあれば大変暑い所もある。周りに土がなくて、アスファルトばかりで照りつけて暑いと。コンクリートも暑いという中で、これやはり一律にって言うんではなくて、やっぱり今課長から話があったように、是非来年度。これからは温

暖化で下がることがないと思われれば、毎年熱中症が増えていくと言っても間違いない。 そういう中で、もちろん学生を甘やかすなという一方の意見もあるけれども、しかしあく まで健康が大事であるし、当然学習環境が整うということは大事なことであります。です から私は是非県内の小中に対しても、少なくとも高校がこれだけの高い率であれば、小中 についても、地域によって必要な所は県教委として、市町村教委等に対してしっかりとい ろんな全国の情報や県なりの支援制度というのもあってはいいのではないかと思うわけで す。是非、県内の小中高の冷房の設置ということについて、県としても全力で取り組んで いただきたいと、このように思うわけでございまして、今日は教育長がいないんで、代わ りに御答弁いただけたらと思います。

小原副教育長

ただいま長尾委員のほうから、学校における学習環境の整備という観点から、教室に冷房の整備を進めていただきたいと。特に小中学校において整備率が遅れているのではというお話でございました。課長のほうからもございましたように、この整備につきましては、国のほうからの補助が3分の1ということで、後3分の2をどうするかという点がございます。リース方式でありますとか、様々な工夫をすることによって、少しでも整備率が上がるように県としても各市町村にいろんな情報提供、並びに相談があればいろんな相談に乗っていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

長尾委員

今お話ありました。本当に子供の目から見れば、大人は冷房が効いている所で、家庭や職場におって、高校生もいい所におって、小中学生だけ我慢しろということになるわけでありますから、是非一つ、これは健康の問題や学習の推進も合わせて、県教委としても市町村教委と連携して進めていただきたいことを強く要請して終わりたいと思います。

庄野委員

地球温暖化の対策等々が今も議論されてきました。確かに今年の夏も暑かったですし、 台風も非常に多く発生している。これは海水温が非常に高く、今でも高いということも影響しております。また、今まで余りなかったような竜巻被害というものも出てきておりまして、やっぱりみんなで環境問題、特に地球温暖化の防止対策について協議していかなあかんなあという時期に本当に来ていると思っております。

そういう意味で、太陽光発電を増設して、言わば再生可能エネルギーとしての確固たる 部分があるわけですから、これは自治体としても普及していくということで、本県でもメ ガソーラーの設置、企業局が直で行っていくということもあります。また民間の企業さん がメガソーラーの発電に着手しているということで、我々も起工式等々にも参加をさせて いただきました。

そういう意味で、昨年の法律改正、言わば固定価格買取制度。これは昨年の7月1日にスタートしたわけでありますけれども、私は非常に画期的な法律であると認識しております。そこで、そういうメガソーラー発電等々についてはこれからも進めていく。それから各個人が住宅の屋根に太陽光発電を設置して、自分の所の電気を賄っていく。また、余剰

電力分については売っていくということが各家でもやられておることは重々報道されているところであります。実は、昨年12月の代表質問で、県庁が県有施設の屋根を民間の発電企業に貸して、その企業さんは設置費用は要りますけれども、固定価格買取制度を利用して、売電収入でもうけを得ていくと。県としては、県有施設を貸すことによって、その事業所から貸賃をいただくというふうなことで、神奈川県はもう既に先行実施をしております。

私は代表質問で、やはり神奈川県が先行実施しておりますので、本県も県有施設、県の施設、知事部局の施設から始まりまして教育委員会の施設等たくさんの施設があるわけでありますが、それを調査して、屋根貸し事業が可能なのかどうなのか、可能であれば推進をしていくべきであるということを申し上げました。その後、委員会等々でも質問したんでありますが、現在調査をして、設置可能な所があれば検討したいというふうな回答を得ておったわけでありますけれども、現状についての調査結果、並びに設置できる所があるのかどうか、そういうところをまず聞いていきたいと思います。

上岡自然エネルギー推進担当室長

県の施設を活用した屋根貸し事業についての御質問でございます。

本県における太陽光発電の導入につきましては、「自然エネルギー立県とくしま推進戦略」に基づきまして積極的に展開しているところであり、国のグリーンニューディール基金などを活用し、公共施設に太陽光発電と蓄電池をセットで導入することで、防災拠点や避難所としての機能強化を図っているところでございます。こうした中、自らが所有していない建物の屋根を借りて、太陽光発電を行う屋根貸し事業は、太陽光発電普及のための新たなビジネスモデルとして、他の都府県で取組がスタートしていることと承知しておりますが、長期にわたりまして貸付が実施されるということから、防災拠点機能等々としての役割が求められる中での屋上の活用方法、それから立地条件や屋根の形状、パネル設置による耐震性などの把握、施設管理主体との調整などの課題が考えられるところでございます。

ただし、本県が推進します自然エネルギーの導入推進や、委員御指摘の新たな歳入確保策としての手法として検討が必要との認識の下に、施設の耐震性や立地条件、屋根の面積とか形状、活用状況などにつきまして、平成25年1月から3月にかけて、県有施設計576施設を対象に実施したところでございます。調査に当たりましては、他県の取組を参考に、新耐震基準に適合、若しくは耐震補強済みであることとか、残りの耐用年数が20年を超えていることとか、最上階が津波浸水高より高いことなどを満たす施設としまして、教育機関2と県立学校6の計8施設が該当したところでございます。さらに、現地調査や施設管理者からの聞き取りなど詳細調査を実施したところ、この8施設のうち教育機関の2施設におきましては、屋根の形状等が太陽光パネル設置に不向きであることが判明いたしました。県立学校6施設につきましては、中核的避難所と位置付けられた施設として、屋上部は津波浸水時の近隣住民等の一時避難場所になることが想定されている上、今後災害時等の非常用電源確保やヘリサインの設置なども計画されているとのことでした。

本県は、「徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例」を制定し、 地震津波対策に全力で取り組んでおり、まずはグリーンニューディール基金等を活用しま して、避難所機能の充実を優先させることとしたいと考えております。以上でございます。

庄野委員

576施設を調査していただいたということで、その御苦労には感謝をしておきたいと思います。結局その中で、面積とか立地条件、耐震性等を勘案すると、可能な場所は8施設、8か所というふうな回答だったと思うんですが、その中で、結局屋上部については、学校施設等々は避難場所とかにも使うということで、結局民間に貸すことができる場所はないということなんですか。貸そうと思えば貸せるけれども、やっぱり方針としては、今のところは貸さないというか、貸せないという部分なんでしょうか。

上岡自然エネルギー推進担当室長

最終的には、自前で太陽光発電とか蓄電等の設置等の計画がございまして、対象となる 所はないということでございます。

庄野委員

すみません。その8施設というのはどこどこですか。

上岡自然エネルギー推進担当室長

まず教育機関2施設におきましては,太陽光パネル詳細調査で不向きでした。県立高校になりますと,徳島北高校,鳴門高校,徳島科学技術高等学校,小松島高校,富岡東高校,富岡東高校羽ノ浦校となっております。

庄野委員

それでは結局,もし置く可能性があるというようなことになると,徳島北高校,鳴門高校,徳島科学技術高校,小松島高校,富岡東高校,富岡東高校羽ノ浦校の6か所ということですね。

上岡自然エネルギー推進担当室長

調査していく中で6校が挙がってきましたが、その中で徳島科学技術高校と富岡東高校におきましては、屋上に太陽光パネルの設置をしておりますし、残りの学校につきましても、グリーンニューディール基金等での設置が計画されていると聞いております。

庄野委員

ということは、現時点では県内の企業さんに貸すということではなく、今後この高校というのは、教育委員会独自に予算を付けて太陽光パネルを設置して……

児島委員長

小休します。(11時54分)

児島委員長

再開します。(11時55分)

庄野委員

私もこの屋根貸し事業については、代表質問でも申し上げて、県にも調査で御苦労かけたわけですけれども、いろんな意味で他県でもだんだん増えてきているんですね。最近の新聞でも、福島県では年内にも事業者に対して募るということも載っておりますし、県内の発電事業者というのは何か所くらいあるんですか。

ちなみに福島県は、太陽光発電に取り組んでいる事業者っていうのは50社程度あると。 この50社程度からの要望もあって聞いてみると、再生可能エネルギー普及のためにも、是 非県の施設を活用したいとする事業所もあると書かれてありますけれども、県においては、 そういう電気の発電事業者、パネルの発電事業者に対して、何らかの意向調査みたいな部 分はやってませんか。何箇所くらいありますか、発電事業者は。

上岡自然エネルギー推進担当室長

委員御質問の件ですけど、申し訳ございませんが現時点では把握いたしておりません。

庄野委員

県直でやるというのは分かるんですけど、県直でやりますと、初期投資が大分要ります。 私は、高校なんかの屋上にパネルを設置して、電力がどれくらい発電できるかっていうの も教育と非常につながってくると思います。今、小中のことも言われましたけれども、杉 並区なんかでしたら、東京都内ですから多分暑いだろうと思うんですけど、区立小中学校 66校全てへの太陽光発電装置の配備を、2014年度から2016年度の3年間で全てやるという ようなことで、教育と、それから言わば再生可能エネルギーの実施による非常用電源の確 保にもつながるということでやられている部分があります。

そういう意味で、県直で、すぐに高校もやられるというんだったらそれでいいんですけど、民間の事業者について、公共の施設を使えば自分の所のもうけにもなると。そして、言わば県のもうけになるということで、社会貢献ができるという意味で、県外企業も太陽光発電パネルを扱っている発電企業さんが何十社かあると思います。そういう中で、是非そういう方にも意向調査なんかを行って、もし可能であれば、今検討しないというのではなしに、将来に向けての含みを持たしてくれたらどうですか。

市原環境首都課長

屋根貸しの件でございますけれども、昨年度、委員のほうから御要望がありまして調査をしたところ、物理的な条件で調査をしたところで、ただいま8校という結果が出てございます。県のほうでは、もちろん公共施設のほうでもできるだけ自然エネルギーを導入していこうということで進めておりまして、ちょうど国のほうで、グリーンニューディール基金というのが2年連続で獲得できたというふうなこともございましたので、まずは自前でできる部分はやっていこうと、計画的に、学校も含めて自然エネルギー、それから蓄電池、こういったものを導入していくという状況でございます。

確かに委員おっしゃるように、民間のほうでの動き、公共自らの取組と民間のほうの取

組と両輪で、自然エネルギーは進めていかなくてはいけないということもございますので、 委員からも今御提言ございましたように、事業者側の方々からも今後意見を聞いた上で、 更に今後引き続いて可能性を模索していきたいと考えてございます。以上でございます。

庄野委員

分かりました。事業所の方の意向等々も聞きながら、今後に向けてそういう形で検討の 道を残していただきたいと思います。

後,具体的に教育委員会のほうは、高校の施設の今おっしゃっていた北高からはじまって羽ノ浦校までの6校については、具体的なソーラーを設置するという年次計画の取組みたいなのはあるんですか。

前田学校政策課長

先ほど御答弁申し上げた県立学校6校,徳島北,鳴門,科技高,小松島,富岡東,富岡 東高校羽ノ浦校でございますけれども,現在設置されているのは,徳島科学技術高校に太 陽光発電が設置されてございます。また富岡東高校にも平成24年度,蓄電池付きの太陽光 発電を設置してございます。残りの4校につきましても順次,今後太陽光発電の整備を計 画的に進めてまいりたいと考えております。

庄野委員

順次ということなので、いつできるんかちょっと分かりませんけれども。太陽光発電の 出力は、規模的にどのくらいの物を造っとんですか。

前田学校政策課長

各学校によって、屋上でございますとか、そういう所の面積が違いますので、大変申し 訳ございませんが、現時点で、各学校ごとにどれくらいの出力かというのは資料を持ち合 わせてございませんのでよろしくお願いいたします。

庄野委員

また後ほど教えていただきたいと思いますが、売電というか、各事業所が行うにはやっぱりかなりの規模の発電パネルが必要であります。そういう高校も、かなりの規模の発電施設がもしできるんであれば設置をして、言わば設置費用を売電で賄うとか、後その発電した部分で例えばクーラーの電気代を賄うとか、いろんな形や考え方があると思いますので、規模によると思います。ただ付けて、どのくらい付けたのかよく分かりませんけども、民間の事業者が利益が出るくらいの物が付けられているのか、また後ほど教えていただきたいと思います。

それと、再生可能エネルギーに係る県内の取組としまして、佐那河内村で第1弾、太陽 光発電で地域貢献ということで、皆さん方から言わば一部のお金を寄附いただいて、後残 りを金融機関からお借りして、耕作放棄地等々で太陽光発電パネルを設置し、それを売電 して、売電の収益を出資してくれた人なんかに、例えば地域の特産物のすだちとかゆずと かそういう物でお返しをしていくということで。地域の使われていない用地をお借りして 発電をすることで、地域の言わば農林水産品を売っていくという農林水産業の活性化にも つながるということで非常に注目されております。

まず第1弾で、佐那河内村で行われるということがあるんですけれども、このことは全国の新聞にも出ておりましたし、非常にいい取組だと思います。今後鳴門市、勝浦、牟岐、那賀いろんな所にも普及させていって、使われていない土地を利用して発電し、そのことが地域の農産品等々への支援になるということで、これは民間の事業団体で行われているとお聞きしとんですけれども、県としても、県直でメガソーラー等々やるっていうのもいいんですけど、こういう少し小規模な形の発電と地域貢献が一体となった事業について、やっぱりもっともっとPRをして、ともに県でできる部分についてはいろんなアドバイスとかいろんな支援みたいなものをもっともっとやって、普及させていったら本当に取り分としては非常にいいのかなと思いますので、そこらの見解をお聞きかせいただきたいと思います。

上岡自然エネルギー推進担当室長

ただいま委員の御質問のあった点は、佐那河内村の「みつばちソーラー発電所」の件でございます。これにつきましては、地域のエネルギーを地産地消につなげるなどいろいろメリットがありますので、民間主導による地域密着の活動の優良事例ということで、県内外の広報とか普及活動に対しまして側面的に協力したいと考えております。今回の件につきましては、知事が会長をしております36道府県から200社余りの事業者さんが入っております自然エネルギー協議会のメールマガジンのほうに、速やかに情報提供を実施するなどしています。

それから県におきましても、やはりもう一つの支援といたしましては、自然エネルギー 立県とくしま推進資金として低利の融資制度がございますので、こちらのほうの御活用な んかもどんどんしていただけたらと思っております。以上です。

庄野委員

本当に、徳島発の余り例のない取組だと思います。中山間地のほうも耕作放棄地も増えておりますし、その土地の有効活用というのに非常に頭を悩ませている自治体もたくさんございます。そういう所を一石二鳥、三鳥なる事業をやられている事業体に、私は非常に敬意を表する次第でありますし、県としても引き続いてアドバイス、御支援を頂きたいと思います。

次に最後ですけれども、がれきの処理。例えば震災後に発生するがれきの処理で、東日本大震災でも非常に苦労いたしております。この間量を聞いてびっくりしたんですけど、東日本大震災は約1,600万トン発生したと。南海トラフ巨大地震が一度起こると2億5,000万トン発生ですから、本当20倍までもいきませんけども大変な量であります。後津波による堆積物が5,900万トンということで、計3億1,000万トンのがれき堆積物が発生するだろうと言われておりまして、徳島県内でお聞きをすると、1,300万トンのがれきと700万トンの津波堆積物が発生するとお聞きしました。

これだけのがれき堆積物が発生すると、復興支援の部分について今までも委員会で議論されてきていると私は認識しておりますけれども、一応、今からどこで分類するかとか、

どこで焼却するだとか、どこに埋設するかとか、そういうことをあらかじめ市町村と協議をしておかないと、復興にも大変大きな支障となると考えておりますので、そこらの対策で今まで御検討されておることをお聞きしたいと思います。

藤川環境整備課長

庄野委員のほうから、市町村における仮置き場の選定状況等についての御質問でございます。

委員おっしゃいましたように、南海トラフの巨大地震などの大規模な地震災害が発生した場合には、多くのがれきが発生するということで、南海トラフ全体では2億5,000万トン、徳島県でも1,300万トンのがれきが発生すると想定されております。それから、災害時に復旧・復興の第一歩となりますのががれきの撤去でございますので、このがれきを一時的に集積をいたしまして、分別処理を行うための仮置き場の確保が必要不可欠となってまいります。しかしながらこの仮置き場を確保するためには、地元の調整に時間を要することから、あらかじめ十分検討し選定しておく必要がございます。災害がれきは一般廃棄物でございますので、県といたしましても、南部、東部、西部の圏域ごとに廃棄物連絡協議会を開催いたしまして、全市町村に対しまして、がれきの仮置き場の候補地の選定を働きかけたところでございます。

現在の選定状況でございますけれども、24市町村のうち選定済みは12市町村、検討中が3、未検討が9市町村でございます。検討中、あるいは未検討の市町村につきましても、必要性は十分に認識されておりますので、今後とも市町村に対しまして、候補地の選定につきまして、引き続き働きかけてまいりたいと考えております。以上でございます。

庄野委員

連絡協議会の中で、24市町村のうち12市町村が選定済みで、3が検討中ということで精力的に検討をやられているなあと感じました。その検討の中で一つお願いをしておきたいことがあるんですけれども、実は発生した瓦れきを東日本大震災でも分類をして、木材なんかをよく焼却しておったんですけど、焼却をすることもされたんですけど、やっぱり瓦れきというのは地球の資源だという考え方をされる先生もおられます。瓦れきを土と混ぜて、言わば土台を造って、その上に植樹をするというような考え方もやられております。東日本大震災の後でも。

だからそのがれきっていうのは、神奈川県の山下公園なんかも、関東大震災で発生した 大量のがれきをそこに埋め立てて新たな公園を造ったとお聞きして、いろんな意味で、も しそういうふうな形で利用ができるんであれば、がれきを言わば資源として捉えて、地中 埋設、そして今後の津波対策としての海岸防災林等々に活用していくというふうなことも、 がれき処理を考える上で、自治体としてもそういう考え方を少し持っておったほうがいい のではないかと思うんですけど、そこらの考え方はどうでしょうかね。

福井県民環境部長

来るべき南海トラフ巨大地震におきまして、震災がれき、津波がれきの大量発生が予想されております。今回私どもは、東日本大震災の非常に重たい教訓をいただきましたが、

ここでのいわゆる分別処理をして、埋め立てるという方法も大学の教授が提唱されておりました。この復興の一番支障となりまして、分別処理がなかなかできなかったというふうなことでございます。そういったことで、私どもも県内の市町村の皆さん方の御協力を得ながら、早め早めの対応ということで、半数の12市町村で計画を作っていただきました。

さらには、今後どういうふうにあるべきかということでございますが、まずは、そういった木材、可燃物と金属類、それから有害廃棄物と言われているガスボンベ、それから鉛、バッテリー、そういった物の分別を速やかに行い、粉砕をして、いわゆる埋め立て材として活用するのも有効な手段であるというふうにも考えてございます。ただ埋め立て期間が長くなりますとガスの発生がございますので、その対策をどうやっていくかということも一つ課題になろうかと思います。いずれにしましても、これだけの1、300万トンに及ぶがれきが発生するという予測がございますので、新たな方法も加味しながら検討してまいりたいとに思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

庄野委員

県土整備委員会の危機管理部の中でも言わせていただきましたけど、海岸防災林の中で、 黒松等々が植えられている所も随分たくさんございますけれども、その中でやっぱり広葉 樹等々も植えれる所は植えていくことも、非常に有効な手段ではないんですかということ も申し上げてきたところであります。また、そういうがれき処理の部分について、そうい うことも可能であるというふうなことも考えながら、今後市町村と協議をよく行っていた だきたいというふうに思います。終わります。

児島委員長

ありがとうございました。

昼を過ぎたんですが、委員各位の御協力に感謝を申し上げます。

以上で質疑を終わらせていただきます。

これをもちまして、環境対策特別委員会を閉会いたします。(12時14分)